

京 都 大 学 情 報 環 境 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (機構長) 第3条 (略)</p> <p>(情報環境整備委員会) 第4条 機構に、機構の業務に関する重要事項について審議するため、情報環境整備委員会(以下「整備委員会」という。)を置く。 第5条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 機構長 (2) センター長 (3) 部局長 若干名 (4) 総合博物館長 (5) 図書館機構長 (6) 情報環境部長 (7) センターの教授 若干名 (8) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2 前項第3号、第7号及び第8号の委員は、機構長が委嘱する。 3 第1項第3号、第7号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第6条) (略) 第13条</p>	<p>(機構長) 第3条 (同 左) (副機構長) 第4条 機構に、副機構長を置く。 2 副機構長は、本学の専任の教授のうちから機構長が指名し、総長が委嘱する。 3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。 4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。 (情報環境整備委員会) 第5条 (同 左) 第6条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 機構長 (2) 副機構長 (3) センター長 (4) 部局長 若干名 (5) 総合博物館長 (6) 図書館機構長 (7) 情報環境部長 (8) センターの教授 若干名 (9) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2 前項第4号、第8号及び第9号の委員は、機構長が委嘱する。 3 第1項第4号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第7条) (略) 第14条 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>